

華頂阿弥陀堂丈六尊縁由

平 祐 史

〔解題〕

本書は、浄土宗総本山知恩院に所蔵する龐大な近世文書群中に架蔵されている筆写本で、たまたま知恩院史料編纂所において、資料整理中に発見し、これを翻刻したものである。

形状は、美濃版の冊子本で、縦二十三センチ、横十六・八センチ、丁数三十丁よりなる小冊子で、外題は「華頂阿弥陀堂丈六尊縁由」とあるが、内題には「華頂阿弥陀堂丈六尊像縁由」とある。本書の編成は、右の「華頂阿弥陀堂丈六尊像縁由」（以下『縁由』と略称）の外に、「人聞菩薩示現記略」（『示現記略』と略称）が附載されている。

本書の内容は、現知恩院阿弥陀堂に安置される丈六座像の阿弥陀仏勧請の由来を記したもので、これに関与した知恩院第三十八世玄誉万無、第四十三世応誉円理、第

五十三世麗誉順真等の歴代任職及び義山・忍激等の事蹟を紹介し、近世知恩院史研究上、阿弥陀堂の地位を考える上に貴重な意味をもつ史料である。これについては、拙稿「知恩院阿弥陀堂考」（鷹陵史学）第八号所収）を参照されたい。

『縁由』の著者は、卷末に「洛東獅谷金毛老人門人称阿激運識」とある通り、鹿谷法然院忍微上人の門弟称阿激運で、後者の『示現記略』は、豊後国六郷山当職権律師長偏の録したものであることが知られる。本書の成立時期は、『縁由』に

近頃華頂麗誉大僧正弥陀丈六の尊像造立の御願望ありと伝へきとて

とあるから、宝暦四年十月に知恩院へ入院した第五十三世麗誉順真を指し、さらに、
年々華頂の気色ハかはらねと歳々すめる人は、時と

ともにつろひぬれば、後代にいたりてハ、其由来もまたかならざる世のならひなれば、其顛末をしるしをけよと山主の命にしたかひて記録し侍る。

とある。これによって本書は、麗誉順真大僧正の下命によって執筆されたものと云い得る。従つて執筆の時期は宝暦年中、特に宝暦十一年が宗祖法然上人五百五十回忌遠忌勅会が厳修され、慧成大師と加諡された時期でもあるから、丈六阿弥陀仏像を加刻安置することは遠忌記念事業として時期にかなつた事業であつた。また、たまたま宝暦五年より天保三年までの知恩院諸雑事を記した『便覧書記』中に「華頂阿弥陀堂丈六尊像略記」が所収されていることを発見した。これは、阿弥陀堂大位牌の裏に鏤つて書き刻んだ記録の写と思われ、先の『縁由』の文章をさらに抄出して、和漢混淆文にまとめたものである。その末尾に、

維時宝暦十一年春三月十五日、京都獅谷忍激老人遺弟 称阿激運識

とあるにより、更に『縁由』附載の『示現記略』の卷末に、
宝暦十一年辛巳五月、或問三人聞菩薩化儀、予不_レ得_レ辭、私竊抄_二出_一託宣集、聊加_二愚案_一云爾

と長偏律師が識す通り、本書の成立期は、阿弥陀堂が修復され、丈六阿弥陀仏が入仏する宝暦十年十二月二十四

日の翌年宝暦十一年の春から夏にかけて編まれたものとする事が出来る。なお著者の激運及び長偏の経偏については、現在不明であるが、いずれ調査を期し、詳細を究める必要があろう。

最後に本書の史料的价值については、知恩院の諸伽藍中阿弥陀堂が浄土教の根本教義を象徴する堂宇であるにかかわらず、知恩院史上極めて低い地位を占めている。そのことは知恩院所蔵の諸記録にも殆んど現われることはない。こうした中で、知恩院阿弥陀堂の山上（現勢至堂前）より現在地への移築の事情や本尊の変遷に関する詳細な記録を留めているのは、実に本書以外になく、その大概を知る上に貴重な史料と云えるであらうし、また、万無・応誉円理・忍微・義山・麗誉順真などの近世中期に活躍する僧たちの事蹟を知る上での好史料となるであらうと思われる。

なお、知恩院蔵『便覧書記』（宝暦五年より天保三年）所収の「華頂阿弥陀堂丈六尊像略記」をも参考のため所載しておいた。

註※ 知恩院所蔵文書『五百五十年御忌勝手向日鑑』宝暦十年十二月二十三日条に「一明廿四日御齋後、大師御身拭、并正遷座八ツ時ミタ堂本尊入仏供養」とある。拙稿「知恩院阿弥陀堂考」（『鷹陵史学』八号収所）参照。

(表紙)

本山知恩院宝藏中

役所

華頂阿弥陀堂丈六尊縁由

華頂阿弥陀堂丈六尊像縁由

夫華頂阿弥陀堂丈六尊像の面輪世にはゆる八幡宮の神刻にして、先師忍激老人の伝持する所也 八幡宮神作と称する事 次下六郷山示現 抑其来由を尋るに人皇五十六代清和天皇貞観元年四月十五日和州大安寺 推古帝廿五年聖徳太子の草創、熊麩に在り、後に百済川の辺うつりて百済寺と号し、次に天帝の朝に高市郡に移して大宮寺と号し天武の朝に奈良にうつして大安寺と号す、わけて八幡大菩薩を崇信ありし、豊前宇佐の宮に詣てまのあたり神体を拝し奉らん事を祈願ありて、一夏九旬の間、宮

華頂阿弥陀堂丈六尊縁由

籠りし昼は諸大乘経を讀ミ、夜は密呪を誦し法蔵己に満し、七月十五日の夜親く神告を蒙り王城へのほり給ふに、同秋八月廿三日山崎に寄宿ありし時また神託あり、すなはち驚きたちて東西を見給ふに、男山鶴峰の上に光明赫奕たり、晨光凌ぎ尋ねいたる所、実に靈区たりしかハ、此二事を以て奏聞ありしに同九月十九日本権之充橘良基勅を蒙り御宮所致定あり、不日に宝殿に御造営なし給へり、時に行教法師宇佐におゐて八幡大菩薩神告の砌親く法師の袈裟の上に示現ありし弥陀の三尊を、すなハち袈裟につゞミ奉持ありしを、そのまゝにて宝殿に安置ありしとなん。 北畠准后親房卿の正統記に本地をいふ事たしかなりぬ事おほけれど、八幡大菩薩の応迹むかしよりあきらかなる証拠おほし されは中古西大寺の興正菩薩 興正菩薩ハ鑑真和上の門人叡尊そのかみ龜山帝及び后妃の戒師たりしゆへ正安二年閏七月二日勅して興正菩薩と諡す 雄徳山にいませし時八幡大菩薩の靈告によりて本地堂二所建立あり、其一は山上の西三昧堂是なり 世人八角其二堂と稱す 其二ハ山趾にある所の南三昧堂是なり。此二所に安奉せる弥陀丈六の尊像同しく八幡宮の神刻なり、又男山太子谷に又ハかけ 太子堂あり、堂内に安置せる丈六の地藏尊もと地といふ 興正菩薩所住の旧跡今に至て興正谷とおゐて放生池を設け置給へる事凡一千三百 然に中古天災あり五十六所山趾の放生池も又その随一なりと

て、南三昧堂の本尊及び、かけ地の地藏尊両所の尊軀とも失給ひ、たゞ面輪のミ遺れり。一時先師八幡にまうて、昌玉庵に昌玉庵ハ南三昧堂の境内に在り獅子谷法然院の末庵なり信宿ありしに八幡の当職新善法寺晃清僧正旧藏たりし故、掠望ありて雑談の砌両尊の興廃に及びぬ。時に先師南三昧堂建立の志願を述べられたるに、僧正甚た随喜あり、わけて太子堂地藏尊加刻の衷、懸望ありしに先師速に領掌ありて、京師に帰り有信の道俗を勧誘し、数月ならざるに成就し、南三昧堂に安奉し、次て神原氏をして、薩埵の二脇士及び八尺の四天王の像を彫刻し寄附あらしむ、爾後先師八幡に登山ありしを晃清僧正伝へ聞、歡喜踊躍して昌玉庵に來臨し寒暄万福を叙し早ていはく、今度南三昧堂再建且地藏尊の加刻剩へ左右の脇士四大天王寄附の事、謝するにことはなく、酬るにもなし、されは当三昧堂の本尊も天災の後たゞ面輪のミ今に宝藏中に納め置ぬ、これまた地藏尊のこたく当所ハ僻地に於て、有信の者希なればたとひ幾箇の歲月をふるとも成就する事あたハし、幸に地藏尊は師の精力を煩して古に復し、これにすぎたる幸ひあるへからず。又当三昧堂の本尊も同じく八幡宮の神刻にして世に稀なる尊容なり。然ともこれまた当今只面輪のミ在せり、今回報謝のために贈寄す、願はくハ好時節を得て加刻し念持し給へと、老師もおもひよらざりし事なれと其志を感じ、すなはち拜受して京にかへり獅谷の藏中に安奉し、よりて勧誘ありしかと時機いたらざる故にや加刻成就せざりき。一時大谷氏某來りていへらく、先妣の遺財五十金これあり、ために喜捨し奉らん。願ハ加刻し給へと時に先師のいはく近比地藏丈六の尊像を加刻し奉るに、凡そ三百金余にあらざれば、其功を全ふしかたしと、爾しよりこのかたむなしく藏中に蔵め置ぬる事五十余年、然るに近者華頂麗譽大僧正弥陀丈六の尊像造立の御願望ありと伝へきよて、私におもへらく先師所願のこたく加刻し奉り、南三昧堂に安奉すとも偏僻の地なれば、瞻仰結縁のもの多かるまし。又昌玉庵の住侶すくなければ非常の守り恐遍すくなからず、又東山華頂に安置せば、登山の諸人拝瞻して利益廣転ならん。又諸人拝瞻の(たより)よろしければ、伝へきけるもの競進みて造費を喜捨し尊像速に成就し給はん。然れば諸人に功德を貯へしむるの利益もまたすくなからし。是等の利益一方ならねは、いたつらに藏中に峰閣せんより華頂へ寄進し奉らんハしかし。若尊像成就し給ハ、従來弥陀堂に安置ありし尊像を男山の南三昧堂に移し奉るときは、双方の所願日時に満足し、先師金毛老人の所懐もむなしからしと法然現住知了上人とともにこゝろをあはせて華頂山主へ啓白せしに、山主大僧正歡喜すくなから

す、即時に兩執事八院及び山内大衆へ語計給へは、時節到来にや各一同に首肯隨喜ありき、時に山主宣はく獅谷の伝来分明なれとも、八幡の社官(翁)における後來異變なきやうに猶男山の当職へ往復ありて治定しかるへし、されは八幡宮は当山の鎮守なり、彼山へ大安寺行教法師太神の神告によりて開き給へる宮居なれば、本地の尊像たかひに移りかはらせ給ふも、又周縁なきにあらずと仰ありき。伝へきく抑当山の弥陀堂最初ハ山上勢至堂の前にありしに往時延宝中当時三十八世玄誓方無上人冀望し給ひけるハ、此地にいます時ハ登山の諸人拜瞻にたよりよろしからず、山の半腹御影堂のかたはらに引移しなはかならんとありしかと、時節熟せさりしにや成就し給ハす。是によりて後代時いたりて、再建のために黄金三百兩遺囑し給ふ。されとも時節いたらずにしより四代をふるに再建なかりき。然るに第四十三世応譽円理上人元禄中住職ましまし宝永の末元祖大師五百年の忌辰に及び給ひぬれば、山内修補ありしに弥陀堂山上に在りて、他國の諸人多くハこれをしらす、然れば諸人登山の砌り拜瞻のためといひ前任万無上人宿願の事なれば、むなしく沈悶すへきにあらずと、すなはち遺金を以今の地に引移し給ひき、爾の時栗田口義山和尚の紹介によりて和州大安寺初には百濟川の辺にありて百濟寺と号し舒明帝の十一年に奈良に市の郡に移して大官大寺と号し舒明帝の十一年に奈良に

迂して号して大安寺といふに伝来ありし御長四尺許の座像を請し、古來安置ありし五尺有余の立像は御影堂の左東の壇上に安置し給ひぬと、古來の立像ハ春日仏師誓文会・誓主勲の彫刻にして、後光宝蓋宝座等ハ義山和尚の勧誘にて西陣の川口平三郎在乃といへる者莊嚴す。維時正徳二年四月十一日也と、是等のゆへあれば入信院宿房平三郎をして、功徳主川口平兵衛川口平三郎にこれ告るに小像の大仏にならせ給ふは、有かたき事なりと隨喜すくなからず。又当丈六本尊の御事、先師伝来の縁故分明なりといへとも六十年の星霜へたりぬれば、後日のため獅谷より八幡の当職へ猶往復治定あるへしと、かねて山主の仰ありしによりてことつけに獅谷現任知了和尚役者を使ひて申達せしに逐一領掌あり。先年丈六地蔵尊の加刻及び南三昧堂の建立の謝礼として忍激上人へ寄与いたし候事は、分明なれば獅谷の計ひたるへきに剩へ其地の尊像を南三昧堂へ御寄附あらんは、是にすくる叟あらしと隨喜領肯ありし、時に山主宣ひけるハ、幸に大谷氏為空隱士先妣の遺金五十兩喜捨あるへしと、又伏見前任西光剛誓信嚴近比命過し侍れば剛誓上人は当天僧正第四の法弟宝 遺財亡物 曆九年六月廿五日に臨終ありき等増道の為にこれを投捨し、其余はミつから補ひ給へんと、即時に仏工田中弘教に命して加刻し給ひぬ。然るに

京都大坂有縁の縑素伝へ聞て各々志しに随て喜捨ありしかへ、速に相好円満に成就し給へり。これによりて須弥檀等尊像に応して修補あり、新に拝席長床を設け大衆と

もに供養早て永代香華等供養のために白銀三貫目堂住に寄附し給ひぬ。されは別して当地有縁の地藏菩薩の尊像当山にいまさず、これによりて山内鎮護のために新に地藏菩薩の尊像を大僧正等身に造立ありて、堂内左の壇上に安奉し置に助縁檀者の牌を設けあり来りしことく、当堂建立の元本の功德主なれば万無上人の真影を右の壇上に安置し、又応誉理上人は当堂再興打懸準備の主張といひ、且当寺大僧正任官の中興なれば当山廿九世満誓僧正以来任官中絶ありしに円理上人宝永中尊統法親王御得度ましませし時戒師たりし故任官あり、且報謝のため宮の御方戒師の肖像を御造立あり、是またあり来りしを幸に万無上人に次て肖像を安置す。又四大天王古来須弥の側らにありしかと、衆徒の進退によるしからすゆへに方に随ひ堂内の四隅に安置し、更に導師高座の左右に大衆の拜床を設、毎月十五日大衆と俱に升堂し諸尊を供養し勤行祈願あり、願文云

仰願、大悲主 無辺功德身

諸悪業消滅

永離水火災

無盗病厄難

先亡速解脱

現存益壽命

闔山諸大衆

和合受快樂、令法種增長、

此世及後生 愛愍常撰受、

右へ地藏本願経属累人天品第十三の所説及び廿八種七種利益の取義断章なりしと

又従来堂司これなきゆへ晨昏の供養なく三面の唐戸もひらかされは、諸人拝瞻しかたし。これによりて更に堂司を差置毎日三面の唐戸を開き朝暮の供養怠りなからしむ。然るに宝蓋いまた備らされは、更に五十金の造費を投して五条の仏工植村宗而に命し、丈余の宝蓋を造らしめ莊嚴成就し給ひぬ。年々華頂の気色へかはらねと歳々すめる人は、時とともにつるひぬれば、後代にいたりてハ其来由もさたかならざる世のならひなれば、其願末をしるしをけよと山主の命にしたかひて記録し侍る。わけて本尊の面輪八幡大菩薩の神刻と称する事たゞひたふるに応神帝御在位とのミ思ひなして、時代なと齟齬せるやうに諸人信しかたし。委くそのやうを尋るに八幡宮の神刻なる事うたかふ所にあらず、まのあたりこれをいふ時は、すなはち豊後の国六郷山人間菩薩の彫刻なり、その人間菩薩すなはち八幡大菩薩なり、ゆへに太神の神刻と称す。委くは六郷山の当職権律師長偏記録せる示現記のことし。是等の趣分明ならざるゆへに為空隠士相知れる禅僧彼の地に因縁あれば人間菩薩の事審にせん事を語

りけるに、速にうけひきして彼地にいたり六郷山に登り
数日逗留し当職の律師より八幡太神示現記の嘸鈔を請ひ
得て、これを為空によす。為空歡喜してこれを獅谷に贈
りし故、獅谷より速に華頂に奉聞ありき、禪僧遠路往来
の路費等は為空ことくこれを弁し、獅谷より又礼謝
に贈物などありしと、隱士の厚志ゆへ太神と菩薩と躰同
名異なる事いぢるしければ、世に称する事も又むへ
也。そのかみ春日仏師の彫刻せるを春日明神の神造なり
といへるには同しからず。

推古帝の朝に南梁の司馬達といへる者来朝せし時、
鞍作りの手為名メナ同しく来りてともに飛驒国に居住し
相ともに仏像を安置して信仰せしかと仏法いまた世
に流布せさりしゆへ、諸人ハた異国の神影ならん
とのミおもへり、手為名の子もともに工の上手に
て、又仏像を彫刻せる事妙なり、仏法流布し世人仏
像を造立せるもの多し、これによりて大和春日の辺
に居住して、盛りに仏像を彫刻す是を春仏師とい
ふ。然るを輾転してあやまりて春日明神の作なりと
いひ、又手為名か子、そのくひす鳥に似たるゆへ譯
名して鳥といふ。然るに諱名に附言して化人彫刻し
酉の刻に鳥となりて飛さる。ゆへに化人の彫刻せる
をよんで鳥の作といへるたくひにハあらず。またか

らもやまとも時代にしたかひて人の名もひとしから
す。神代ハさらなり。爾しより後高橋活目・小野の
毛人、くまそつちくもなど当世にハいす。春日の鳥
もまたかくのことくあだ名にハあらし。そのかみ堀
川院永長の比、都三条の北壬生の西に勸学先生藤氏
茂明の龕舎につかへ侍りぬる少婢名ハすゝめといひ
し、常に門生の講習せるを見聞し、蒙求をそらんし
よミし、雀といへる名によりて、時の諺に勸学院の
雀ハ蒙求を囀るといひしを末の世にいたりてハ、ま
た囀るといへることはによりて、実に鳥雀のことく
おもひあやりて、市中に舌耕のやから巨山が詩集鶯
鷗の三光など附会し侍るに同しく春日の所名により
て奇異なる事をとりそへいひなせとも円鑿に方柄を
擬するにひとしくとりあはさる事なり。八幡宮神刻
の事は神託の趣私の事にあらねは、あやしむ所にあ
らず、しるへし。

洛東獅谷金毛老人門人

称阿激運識

回

回

又八幡大菩薩示現一准ならざる事

相州泉谷山浄光明寺

四宗兼学

に在す所の八幡大菩薩は僧形にして、赤蓮華に座し袈裟をかけ日輪を戴き、手に錫杖

人聞菩薩示現記略

八幡宇佐宮託宣集王卷 以我名、護國靈驗威力神
通大自在王菩薩、為二卷号、

を持ち給ふ。すなはち弘法大師絵かき給ひしと。
又同国南向山補陀落寺 真言 宗 社家に見目明神と
稱す八幡太神の妹
君なりと 八幡太神の尊像あり、束帯して袈裟をかけ、手に念
珠を持し宝冠の上に日輪あり。

光仁天皇宝龜八年丁丑五月十八日神託

以三明日辰時、天沙門、土成、可レ受三三掃、五戒、志、自今已後彼
禁、断殺生、志、可レ放生、但、為三国家、爾、有、巨害、之、徒出
来、良幸、時者、不有、此、限、須、可、無、疑、念、志者

法蓮和尚自、養老六年、朝賞、住、高良、嶽、国、行、日

想觀、迄、宝龜八年、者五十八年也、今奉請、為、師、自、馬、城

峰、御在所、者南方四五町許去於、此、峰、御出家、靈髮、玉冠

御髮剃宮等面、成、石、一、尚新謂、之、御出家、峰、自、此

峰、者、坤、方、十四五町、之、下山、中有、御正覺座、石、東西三尺

五寸南北三尺五寸厚所、見、或、六寸余、或、七寸許、中心、入、底

不知之正覺、時代、未、拜、神託等、文、

中津尾、之、巽、馬、城、峰、之、下、有、一、高、巖、勝、地、是、八幡太神、之、行

跡也、法蓮華金、或作、等、四人、為、御同行、為、來、世、覺者

所望者、御元山、即馬城峰、口、基、所、在、油、執、集、七、斛、五、斗、七、升、

入、甕、人、聞、菩薩、之、御身、塗、油、付、火、度、三、年、燒、坐、畢、今、号、

油、執、峰、者、是、也、過、去、藥、王、菩薩、為、自、身、立、三、燒、身、之、行、今

之、人、聞、菩薩、為、衆、生、立、三、燒、身、行、

庚辰年

四月十五日

庚辰十月十五日

豐後大分由原山

九百八十年像重三

十八貫

神宮寺八幡菩薩

觀世音菩薩

南無阿弥陀仏

大勢至菩薩

仁門菩薩

法蓮和尚

續日本紀三文武天皇大宝三年九月癸丑施僧法蓮。豐前國野田十町。褒_二醫術_一也。

同八元正天皇養老五年六月戊寅詔曰沙門法蓮心住禪枝一行居士法梁。尤精_二醫術_一。濟_二治民_一苦。善哉。若人何不褒賞。其僧三等以上親賜_二字佐君_一姓。

彌勒寺 号神宮寺

聖武天皇神龜二年乙丑正月廿七日託宣。

神吾_レ礼_レ為_レ導_レ。未來惡世衆生。仁以_二藥師彌勒_一。二仏_一。天為_二我_一。本尊。須理趣分金剛般若光明真言所念持_一。目也者神託趣奏_二聞之_一。依_二敕詔_一。被造_レ寺。安置_二佛像_一。号_二彌勒之禪院_一。大菩薩。八幡大神也。御願主也在_二菱形宮_一。即宇佐。東方日足林。即_レ下_レ。鑄_二懸鐘_一。一口。高二尺。寸又奉_レ造_二御堂_一。安置_二本尊_一。号_二藥師之勝恩寺_一。今_二金堂_一。大神比義之建立也。是也。所_レ託大神比義也。

在大同宮辰巳方南無江之林_一。彌勒寺。初別當者法蓮和尚大菩薩得_二如意珠_一。於_二英_一。時依_二御約束_一也。彦山。

同天平十年五月十五日從_二日足禪院_一移來建_二立之_一。今_二彌勒寺_一是也。

續日本紀稱德帝神護景雲元年九月戊申朔乙丑始造_二八幡比売_一。神者当_二神宮寺_一。其夫者便役_二神寺封戶_一。限_二四年_一令_レ。官_二第二宝殿_一。

華頂阿弥陀堂又六尊緣由

畢功

五人同行

法蓮 人聞 華嚴 太能 覺滿 七十余年也。後又七十余年正月十三日庚午御元西方靈山移御為來世覺者行者。

私云 託宣集撰者神 吽僧都自言 大菩薩御發心御修行御出家正覺靈

山寺雖_レ表_二釈迦_一。如來出世一代之儀式。未_レ有_二入涅槃_一之

色_二宝龜三年_一神託曰

世_レ波_レ雖_レ替_二毛神_一。波_レ不_レ替_二須云_一。

三世常住。如來也。又釈迦入滅者小乘之意。凡夫之前也。大乘意不_レ然。法華經曰。常在靈鷲山及余諸住処。文。

靈卷曰。公家忽依_二府解_一。被_レ召_二法蓮_一。五年日向大隅隼人

弥_レ發_二濟度_一。願_レ令_レ相_二訪亡卒_一。扶桑略記曰。養老五年日向大隅隼人

之生類。為_二懺悔_一。殺業。罪障。五人同行一味同心。被_レ修_二放生會_一。為_二永代_一。例_二大菩薩_一者移_二住於小倉山_一。從_二小山田_一。奉_レ崇_二。

弥勒菩薩。法蓮和尚於_二山本_一。奉_レ崇_二虚空藏菩薩_一。華嚴者於_二郡瀬_一。法鏡。寺。奉_レ崇_二如意輪菩薩_一。覺滿者於_二來繩郷_一。奉_レ崇_二藥

王菩薩。能_レ能者於_二六郷山_一。奉_レ崇_二藥師如來_一。皆建_二立伽藍_一。云云

能行

文德天皇齊衡二年乙亥二月十五日豊後國六郷山者昔八幡

善埤為二人聞菩薩久修練行之峰也、中北有聖人二名能
 行、俗姓宇佐氏豊前國人也、自天長二年乙巳迄齋衡二
 年春秋三十一年星霜一万余、日令住彼山致三難行苦行
 又摧此身、雖積功累德、未拜三人聞菩薩不知順礼、次
 第爰於三山中津波戸石室五躰投地、偏身流汗六時懺法
 爰露涕泣、第三日之夜向四五更之刻、異香滿室、電光耀山
 晴天之下石室之上、顯相好端嚴之粧、現耆老碩德之僧、而
 告曰、

吾波是礼昔行此山一世志行者也、汝罪障已滅、機感時至、
 留加故吾所來告也、修此行、此山須留亦有二路、利始
 自後山之石室、可至橫城、志東三郷、安岐武蔵津、西三
 郷、伊美來繩田、者此山乃敷地、生受於此地、遷群類者皆
 染郷是也、是昔同行知識也、結縁既深、志得脱在近、利為勸進、人一利、
 敷地四至、乃内仁可令誅止、殺生、幾奈利、又不斷法音、須
 志手可待、後仏之出世、志留跡、女牟之僧侶、波護三持、此
 峰、奪手、可巡行聖跡、幾奈利、吾波是礼昔、乃人聞菩薩弥
 陀也者

今案、此非再誕肉身之謂、曩者有禪徒彦契、編豊之
 前後州古今、僧伝十卷、題曰豊鐘善鳴録、刊既成行、於
 世矣、契初欲為二人聞菩薩、伝教來搜、索其行狀、予
 謂曰、吾人聞菩薩者、即八幡太神也、非三分段有相之色質、

列此於僧史、寧可乎、渠強而為伝、亦未出於生身
 之分域、恐使讀者、惑故不願煩、反覆而弁之耳、宝
 曆十一年辛巳五月、或問人聞菩薩化儀、予不得辭、
 私竊抄出、託宣集、聊加愚案、云爾

權律師長編
 四

華頂阿弥陀堂丈六尊像略記

夫当堂丈六尊ノ面輪ハ豊後國六郷山人聞菩薩所彫刻ナ
 リ、即八幡大菩薩示現ナリ故ニ此ノ菩薩彫刻聖像ヲ世ニ
 八幡宮ノ神造ト称ス、委ハ如三郷山示現、抑先師獅谷忍
 激老人所ニ以伝持、此尊像原来城州雄徳山八幡宮、本地、南
 三昧堂本尊也、然中古南三昧堂及太子谷丈六地藏尊於天
 災時ニ唯面輪ノミ残レリ、一時先師詣ニ八幡一信ニ宿昌玉庵、
 乃チ獅谷末庵南三昧堂ノ境内ニ有之、時ニ八幡当職新善法寺晃清僧正來臨、言
 請希、当山丈六地藏尊像、驅加刻、如古安置、偏煩、師恃頼尤
 懇切也、故速領掌、縹素、勸誘、数月、成就、建立、南三昧堂、暫
 安置之、于時神原氏由一師、勸誘、地藏尊、二脇士及八尺四
 天王像、彫刻、安奉之、此故晃清僧正歡喜踊躍、來臨、昌玉庵、
 謝言、這回、加刻及南三昧堂造立、剩二脇士、四天王、寄進等謝、

無物、當三昧堂本尊、面輪亦天災、後在三寶藏中、同一地藏尊。爾、當所地僻、有信者亦希、故經三幾歲月、怕、難成就、地藏尊、煩、師精力、復、古、何幸如之、又當堂本尊、面輪亦人聞菩薩所彫刻、一世希、尊容也。為報謝、贈寄之師、冀得好時節、加刻持念。由是拜受還、京師、安三奉御谷、寶藏、時、雖三勸誘、一時機不熱、不能加刻、一朝大谷氏來告、言若加刻、喜捨、五十金、師白比、地藏尊、不充、三百金、不能全、其功、終耽閣、寒暑流易、五十余年、近者、仄聞、華頂大僧正有、丈六、尊像、造立、願望、依之、登山、白言、先師因、如、斯緣故、不測、伝持、于、今、不遂、所懷、徒安、歲中、五十余年、于、斯、幸、加、刻、此、面輪、安、奉、當、山、以、三前、來、安置、尊像、遷、坐、八幡南三昧堂、則可、謂、兩山、所願、同時、成滿、師与、三故、老人之所求、亦一時、遂、懷也、於茲、大僧正、歡喜、不、少、即、山内、知事、兩役、大衆、及、前、尊像之光、坐、寶蓋等、莊嚴之功德、主、川口、平兵衛等、川口、平三、告、之、一、齊、隨喜、然而、於、八幡、後來、異變、難、測、即、獅谷、現住、知了、上人、特、馳、使、僧、告、三、八幡、當、職、是、亦、速、首肯、隨喜、由、是、即、時、令、三、匠、田中、弘教、加、刻、一、經、三、數、月、成就、如、前、約、以、三、從、來、尊像、並、坐、光、寶蓋等、一、送、三、八幡、安、三、奉、南三昧堂、了、又、為、三、山内、鎮護、大僧正等身、地、藏尊、一、軀、令、三、弘教、新、彫、刻、一、及、設、三、牌位、一、基、加、刻、隨喜、功德、主、伏見、前住、西光、寺、信、嚴、上、人、今、茲、寶曆十年六月廿五日命過、亡物遺

財為三增道、投、捨、之、大谷氏為空隱、土喜、捨、五十金、又有緣道俗、伝聞、隨喜、施者所志、法名等具、記、之、並、安、三、本尊、左壇上、更、以、三、白銀、三、貫、目、寄、三、附、常、住、一、每、月、十五、日、供、三、養、本尊、並、堂内、諸尊、一、勤、行、祈、願、等、不、可、有、三、懈、怠、之、条、記、三、録、之、一、納、三、寶藏、一、付、三、囑、大衆、願、文、等、委、如、廣、記、一、又、數、日、之、後、令、五、条、仏工、佐、平治、新、造、三、丈、余、寶蓋、一、莊、三、嚴、之、一、又、於、三、堂内、東、南、之、方、隅、輒、輒、上、一、設、三、供、僧、居、所、一、每、開、三、面、唐、戸、一、令、三、登、山、道、俗、拜、三、胆、之、二、者、一、以、有、三、上、來、因、緣、一、故、令、三、予、記、之、余、維、時、寶曆十一年春三月十五日

京師獅谷忍激老人遺弟

称阿激運識

(追記)

大阿弥陀堂大位牌裏鏤有之

